

平成28年度改定「医科診療報酬点数と早見表」の追補について(第2報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。

- ・平成28年5月31日 厚生労働省告示第238号 特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正
- ・平成28年5月31日 保医発0531第1号 検査料の点数の取扱いについて
- ・平成28年5月31日 保医発0531第2号 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等の一部改正について
- ・平成28年6月7日 医療課事務連絡 平成28年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について

頁	欄	行	訂正後		訂正前		備考	
早72		上から9行目	(人事院規則で定める地域に準じる地域)		(人事院規則で定める地域に準じる地域)		字句挿入	
		5級地	9点	茨城県 阿見町、稲敷市、利根町、つくばみらい市、 河内町 千葉県 八千代市、四街道市 東京都 小金井市、羽村市、日の出町、檜原村、奥多摩町 神奈川県 座間市、綾瀬市、寒川町、伊勢原市、秦野市、海老名市 愛知県 東海市、日進市、東郷町 京都府 八幡市 大阪府 豊能町、島本町、摂津市、四條畷市 兵庫県 川西市、猪名川町 奈良県 川西町、生駒市 広島県 安芸郡府中町	5級地	9点	茨城県 阿見町、稲敷市、利根町、つくばみらい市 千葉県 八千代市、四街道市 東京都 小金井市、羽村市、日の出町、檜原村、奥多摩町 神奈川県 座間市、綾瀬市、寒川町、伊勢原市、秦野市、海老名市 愛知県 東海市、日進市、東郷町 京都府 八幡市 大阪府 豊能町、島本町、摂津市、四條畷市 兵庫県 川西市、猪名川町 奈良県 川西町、生駒市 広島県 安芸郡府中町	
		6級地	5点	宮城県 利府町、 七ヶ浜町 茨城県 東海村、那珂市、大洗市、 坂東市、境町、五霞町 栃木県 さくら市 埼玉県 八潮市、吉川市、松伏町、幸手市、宮代町、白岡市、蓮田市、桶川市、川島町、蕨市、新座市、富士見市、三芳町、狭山市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町、ときがわ町 千葉県 我孫子市、白井市、鎌ヶ谷市、大網白里市、長柄町、長南町 神奈川県 逗子市、大磯町、中井町 愛知県 蒲郡市、幸田町、知立市、高浜市、尾張旭市、長久手市、扶桑町、あま市、蟹江町、愛西市 三重県 東員町、いなべ市、 朝日町、川越町、木曾岬町 滋賀県 湖南市、野洲市 京都府 精華町、井手町、城陽市、久御山町、長岡京市、南丹市、 宇治田原町 大阪府 松原市、大阪狭山市、高石市、忠岡町、貝塚市、河南町、千早赤阪村 奈良県 御所市、葛城市、斑鳩町、上牧町、広陵町、 五條市 和歌山県 かつらぎ町、紀の川市、岩出市 福岡県 古賀市、久山町 佐賀県 佐賀市	6級地	5点	宮城県 利府町 茨城県 東海村、那珂市、大洗市 栃木県 さくら市 埼玉県 八潮市、吉川市、松伏町、幸手市、宮代町、白岡市、蓮田市、桶川市、川島町、蕨市、新座市、富士見市、三芳町、狭山市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町、ときがわ町 千葉県 我孫子市、白井市、鎌ヶ谷市、大網白里市、長柄町、長南町 神奈川県 逗子市、大磯町、中井町 愛知県 蒲郡市、幸田町、知立市、高浜市、尾張旭市、長久手市、扶桑町、あま市、蟹江町、愛西市 三重県 東員町、いなべ市 滋賀県 湖南市、野洲市 京都府 精華町、井手町、城陽市、久御山町、長岡京市、南丹市 大阪府 松原市、大阪狭山市、高石市、忠岡町、貝塚市、河南町、千早赤阪村 奈良県 御所市、葛城市、斑鳩町、上牧町、広陵町 福岡県 古賀市、久山町	

頁	欄	行	訂正後		訂正前		備考
			7級地	3点	7級地	3点	
			宮城県	村田町	宮城県	村田町	
			茨城県	城里町、茨城町、桜川市、石岡市、下妻市、結城市、八千代町	茨城県	城里町、茨城町、桜川市、石岡市、下妻市、結城市、八千代町	
			栃木県	日光市、芳賀町、上三川町、壬生町、佐野市、野木町	栃木県	日光市、芳賀町、上三川町、壬生町、佐野市、野木町	
			群馬県	伊勢崎市、沼田市、東吾妻町、玉村町、吉岡町、榛東村、桐生市、大泉町、千代田町	群馬県	伊勢崎市、沼田市、東吾妻町、玉村町、吉岡町、榛東村、桐生市	
			埼玉県	吉見町、嵐山町	埼玉県	吉見町、嵐山町	
			千葉県	富里市、山武市、大多喜町、鴨川市	千葉県	富里市、山武市、大多喜町、鴨川市	
			東京都	東大和市、瑞穂町	東京都	東大和市、瑞穂町	
			石川県	かほく市	石川県	かほく市	
			山梨県	甲斐市、昭和町、中央市、市川三郷町、北杜市	山梨県	甲斐市、昭和町、中央市、市川三郷町、北杜市	
			長野県	上田市、筑北村、大町市、長和町、茅野市、下諏訪町、岡谷市、箕輪町、辰野町、南箕輪村、朝日村、木祖村、木曾町	長野県	上田市、筑北村、大町市、長和町、茅野市、下諏訪町、岡谷市、箕輪町、辰野町、南箕輪村、朝日村、木祖村、木曾町	
			岐阜県	土岐市、八百津町、坂祝町、関市、岐南町、笠松町、羽島市、瑞穂市	岐阜県	土岐市、八百津町、坂祝町、関市、岐南町、笠松町、羽島市、瑞穂市	
			静岡県	小山町、裾野市、長泉町、清水町、函南町、川根本町、島田市、森町	静岡県	小山町、裾野市、長泉町、清水町、函南町、川根本町、島田市、森町	
			愛知県	新城市、東浦町、阿久比町、武豊町、大口町、岩倉市、北名古屋市、清須市	愛知県	新城市、東浦町、阿久比町、武豊町、大口町、岩倉市、北名古屋市、清須市	
			滋賀県	米原市、多賀町、愛荘町、日野町、竜王町、高島市	滋賀県	米原市、多賀町、愛荘町、日野町、竜王町、高島市	
			兵庫県	加東市、小野市、稲美町、播磨町、高砂市、加西市	兵庫県	加東市、小野市、稲美町、播磨町、高砂市、加西市	
			奈良県	山添村、吉野町、明日香村、田原本町	奈良県	山添村、吉野町、明日香村、田原本町	
			広島県	世羅町、安芸高田市、安芸太田町、竹原市、熊野町、呉市	広島県	世羅町、安芸高田市、安芸太田町、竹原市、熊野町、呉市	
			徳島県	小松島市、勝浦町、松茂町、北島町、藍住町	徳島県	小松島市、勝浦町、松茂町、北島町、藍住町	
			香川県	綾川町	香川県	綾川町	
			福岡県	須恵町、志免町、飯塚市、大野城市、那珂川町	福岡県	須恵町、志免町、飯塚市、大野城市、那珂川町	
早73		下から11行目	備考 平成28年3月31日においてA218地域加算の対象地域であったが、同年4月1日以降人事院規則九一四九第2条に規定する地域及び人事院規則で定める地域に準じる地域のいずれにも該当しない地域(群馬県板倉町、神奈川県山北町、大井町、岐阜県海津市、愛知県稲沢市、奈良県安堵町、河合町、福岡県篠栗町)については、平成30年3月31日までの間に限り、7級地とみなす。				字句挿入
早310		下から1行目	071 カスタムメイド人工関節及びカスタムメイド人工骨 (1)～(2) 略 (3) カスタムメイドプレート 813,000円	071 カスタムメイド人工関節及びカスタムメイド人工骨 (1)～(2) 略			字句挿入

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
早327		下から5行目	<p>133 血管内手術用カテーテル</p> <p>注 ア～オ 略</p> <p>カ <u>下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル</u></p> <p>a ガイドワイヤーの通過が困難な慢性完全閉塞下肢動脈において、経皮的血管形成術を実施した場合に限り算定できる。なお、経皮的血管形成術前の患者の病変部の所見及び下肢動脈狭窄部貫通用カテーテルを使用する医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</p> <p>b <u>内膜下に挿入されたガイドワイヤーを真腔に再疎通させる機能を有するものについては、TASCIIA/ B病変であって、病変長が15cmを越えない病変において、ガイドワイヤーが偽腔に迷入した場合に限り、1回の手術に当たり1本を上限として算定できる。</u></p> <p>キ～サ 略</p>	<p>133 血管内手術用カテーテル</p> <p>注 ア～オ 略</p> <p>カ <u>下肢動脈狭窄部貫通用カテーテルについては、ガイドワイヤーの通過が困難な慢性完全閉塞下肢動脈において、経皮的血管形成術を実施した場合に限り算定できる。なお、経皮的血管形成術前の患者の病変部の所見及び下肢動脈狭窄部貫通用カテーテルを使用する医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u></p> <p>キ～サ 略</p>	字句挿入
早336		下から12行目	<p>189 ヒト骨格筋由来細胞シート</p> <p>注 ア 当該材料は、虚血性心疾患による重症心不全患者で、薬物治療や侵襲的治療を含む標準治療では効果不十分として<u>関連学会の定める「ヒト(自己)骨格筋由来細胞シートの使用要件等の基準について」に従い</u>、ハートチームによる適応判定が行われ、かつ、根治療法として心臓移植以外に治療手段がないと考えられる症例に対して、<u>同基準</u>に従って使用された場合に限り算定できる。</p> <p>イ 当該材料は、<u>1人につき1回まで算定できることとし、使用する際は、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的な根拠を詳細に記載する。</u></p>	<p>189 ヒト骨格筋由来細胞シート</p> <p>注 当該材料は、虚血性心疾患による重症心不全患者で、薬物治療や侵襲的治療を含む標準治療では効果不十分として<u>上記基準</u>に定めるハートチームによる適応判定が行われ、かつ、根治療法として心臓移植以外に治療手段がないと考えられる症例に対して、<u>関連学会の定める「ヒト(自己)骨格筋由来細胞シートの使用要件等の基準について」に従って</u>使用された場合に限り算定できる。</p>	字句修正
381	右	上から2行目	<p>D012 感染症免疫学的検査</p> <p>(1)～(44) 略</p> <p>(45) <u> Dengueウイルス抗原定性又は同抗原・抗体同時測定定性</u></p> <p>ア <u> Dengueウイルス抗原・抗体同時測定定性は、区分「D012」感染症免疫学的検査の「43」Dengueウイルス抗原定性の所定点数に準じて算定する。</u></p> <p>イ <u> Dengueウイルス抗原・抗体同時測定定性は、DengueウイルスNS1抗原、IgG抗体及びIgM抗体を、イムノクロマト法を用いて同時に測定した場合に算定できる。</u></p> <p>ウ 「43」のDengueウイルス抗原定性 <u>及び同抗原・抗体同時測定定性</u> は、国立感染症研究所が作成した「<u>蚊媒介感染症の診療ガイドライン</u>」に基づきDengue熱を疑う患者が、当該患者の集中治療に対応できる下記のいずれかに係る届出を行っている保険医療機関に入院を要する場合に限り算定できる。</p> <p>(イ)～(ニ) 略</p> <p>エ 「43」のDengueウイルス抗原定性 <u>及び同抗原・抗体同時測定定性</u> は、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施された場合は算定できない。</p>	<p>D012 感染症免疫学的検査</p> <p>(1)～(44) 略</p> <p>(45) Dengueウイルス抗原定性</p> <p>ア 「43」のDengueウイルス抗原定性は、国立感染症研究所が作成した「<u>Dengue熱・チクングニア熱の診療ガイドライン</u>」に基づきDengue熱を疑う患者が、当該患者の集中治療に対応できる下記のいずれかに係る届出を行っている保険医療機関に入院を要する場合に限り算定できる。</p> <p>(イ)～(ニ) 略</p> <p>イ 感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施された場合は算定できない。</p>	字句修正